



羅 針 盤

2021年5月、6月号



出流原弁天池

陽光輝く爽やかな季節に自粛の日々が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。

コロナ禍の今、目の前の多くの課題に取り組むことは言うまでもありませんが、コロナ後を見通すことも併せて考えなければなりません。株価はそのことを既に織り込みつつ推移しているように見えます。

今迄は、経済成長が幸福と平和をもたらすというある種の希望を抱き、何となくうまくいっていると錯覚し続けてきた結果、日本のGDPの世界に占める割合は30年前は16%、現在は5.7%まで低下しました。日本が存在感を失い埋没している現実、世界の有識者の間では常識とされている

にもかかわらず、多くの日本人が自覚できていないことに「健全な危機感」を持つべきと考えます。

経済成長が万能なわけではないのですが、「脱炭素産業革命」に向けて走り出した世界で、日本が存在感を発揮するには、人々が普通に暮らしていても脱炭素が進む社会の仕組みをいち早く作ることです。

緊張高まる「米中新冷戦の時代」に日本が果たす役割は、アメリカ一辺倒でなく、強靱な多様性をもって「第3の道」を模索することにあると思います。

変革を迫られる時こそチャンスととらえ、果敢にチャレンジする気持ちを持ち続けたいものです。

知っておきたい税知識

テーマ 「人材確保等促進税制と 所得拡大促進税制」の見直し

令和3年度の税制改正で、コロナ禍を踏まえた賃上げ・雇用促進に係る税制の見直しが行われました。新規雇用や賃上げがあれば要チェック！

* 人材確保等・所得拡大促進税制とは

- 人材確保等促進税制 ● (大・中小企業対象)
新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促す観点から、**新規雇用者に対する給与を2%以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除**できる税制。※控除上乘せあり。
- 所得拡大促進税制 ● (中小企業対象)
中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、**企業全体の給与等支給総額を1.5%以上増加させた企業に対して、給与等増加額の15%を税額控除**できる税制。※控除上乘せあり。

* 改正前と改正後の比較 (■ 上段：人材確保等促進税制 / ■ 下段：所得拡大促進税制)

<改正前>	<改正後>
<p>【要件】</p> <p>①継続雇用者給与等支給額 …対前年度増加率 3%以上</p> <p>②国内設備投資額 …当期の減価償却費の総額の95%以上</p> <p>③雇用者給与等支給額…対前年度を上回ること</p> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ●教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費\geq前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍)を満たす場合には、控除率を5%上乘せ(合計20%) ●税額控除額は法人税額の20%を限度 	<p>【要件】</p> <p>①新規雇用者(※1)給与等支給額 …対前年度増加率 2%以上</p> <p>②雇用者給与等支給額…対前年度を上回ること</p> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規雇用者(※2)給与等支給額(※3)の15%の税額控除 ●教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費\geq前期の教育訓練費の平均の1.2倍)を満たす場合には、控除率を5%上乘せ(合計20%) ●税額控除額は法人税額の20%を限度
<p>(※1) 雇用保険法に規定する一般被保険者に限る。(※2) 貸金台帳に新たに記載された者(一般被保険者以外の者を含む)。(※3) 雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。</p> <p>■ <改正前></p> <p>【要件】</p> <p>①継続雇用者給与等支給額 …対前年度増加率 1.5%以上</p> <p>②雇用者給与等支給額…対前年度を上回ること</p> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ●継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※4を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(合計25%) ●税額控除額は法人税額の20%を限度 	<p>■ <改正後></p> <p>【要件】</p> <p>①雇用者給与等支給額 …対前年度増加率 1.5%以上</p> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ●雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※4を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(合計25%) ●税額控除額は法人税額の20%を限度

併用は不可!
いずれも適用可能であれば有利な制度を選択すべし!

(※4) 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件①当期教育訓練費 \geq 前期教育訓練費の1.1倍②中小企業等経営強化法の認定に係る計画

企業の経営実務 ～働き方改革 自主点検～

2018年から始まった働き方改革の様々な法規制が、続々と中小企業にも義務化されています。今一度、自社の労務管理に法令違反がないか点検してみましょう。

時間外労働の上限規制

- 残業や休日出勤に関する労使協定（36協定）を締結し、労働基準監督署へ届け出ている
- 残業や休日出勤は月45時間、年間360時間を超えていない
- 社員の労働時間を記録した書類やデータが整備されている
- 管理職の労働時間も管理されている

社員に残業や休日出勤をさせるためには、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

これを超えて時間外労働をさせる場合は、36協定に**特別条項**を定める必要があります。この場合でも**上限は単月で100時間、複数月平均で80時間**です。

管理職は残業代や休日出勤の割増の対象外ですが、**深夜労働については割増賃金を支払う必要**があります。

過重労働防止の観点からも、管理職についての労働時間管理は重要です。

年次有給休暇取得義務

- 年10日以上の有給が付与されている社員は全員年間5日以上の有給休暇を取得している
- パートやアルバイトにも有給休暇を取らせている
- 社員の有給取得状況を記録・管理している

- ・パートやアルバイトなどについても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与えなければなりません。
- ・**年5日の有給取得**を確実にできるよう、管理簿等の作成が義務付けられました。

同一労働同一賃金

- 正社員だけに支給している手当などはない
- 正社員に支給している賞与や退職金はパート・アルバイトも支給対象としている
- 正社員が利用できる福利厚生制度はパート・アルバイトも利用できる

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態が違って、**業務の内容や責任の度合いが同じであれば**、給与水準、手当の内容、また賞与や退職金、福利厚生制度などに**差をもうけてはならない**と法制化されました。

自社の給与体系に正社員だけに支給しているものがないか、点検が必要です。

2023年4月からは、中小企業についても**月60時間**を超える時間外労働の割増率が現行の25%から**50%**に引き上げられます。今のうちに業務の効率化など時間外労働時間削減の取り組みをお勧めします。

● 今月・来月の税務



5月

- * 5月31日納付期限
 - ・ 所得税確定申告の延納税額の納付
 - ・ 自動車税・軽自動車税の納付

6月

- * 15日頃
 - ・ 所得税の予定納税額の通知
(納付期限は8/2)
- * 30日納付期限
 - ・ 個人の道府県民税・市町村民税の納付
(第1期分)

お願いします

今年度に入り、各市区町村や税務署から送られた書類は、R3年分の申告に必要となりますので、大切に保管してください。

- R3年固定資産(都市計画)税の課税明細書
- 国税還付金の振込通知書 など

● お知らせ

労働保険の年度更新

6/1～7/12までの間に、労災保険料と雇用保険料をそれぞれの料率で計算し、保険料の精算・納付をお願いします。

対象期間：R2年4月1日～R3年3月31日
対象者：被保険者全員
保険料率：令和2年度から変更なし

算定基礎届の提出

毎月の社会保険料・年金・健康保険の給付等を計算するための基礎となる報酬額と標準報酬月額といいます。これは、原則として毎年1回「定時改定」で変更されることになっており、この手続きが「算定基礎届出」です。

提出期限

いずれも令和3年7月12日(月)となります。忘れずにご提出ください。



あとかき

肌寒い天気の日もあれば、早くも初夏を思わせる暑さの日もある今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか？

連休中、沖縄地方は梅雨入りをしましたね。本州の梅雨入りは5月末頃でしょうか。季節の変わり目では体調を崩しやすくなります、くれぐれもお気をつけください。

今年のゴールデンウィークもコロナによって外出自粛でした。コロナ変異株も流行っているため我が家も自粛の連休となりました。

連休中、家にずっとこもっていると子どもたちはテレビゲームやYouTube三昧になってしまうので、天気のいい日は家の前でキャッチボールをし

たり、家の中では料理やお菓子づくりなどをして楽しみました。

中でも、子どもも大人も熱中したのは、「人狼ゲーム」(※内容は、会話型心理ゲーム)というカードゲームです。話には聞いていたのですが、実際にやってみたらその面白さに脱帽!!

自粛だったからこそ、新たな面白いゲームに出会えたのでした。



発行

刈谷市高須町良44番地1 カーサヨサミ1F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合